

有機繭の生産及び表示に係るガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインの目的は、有機繭について、生産方法及び表示に係るガイドラインを定め、有機繭を生産する国内の養蚕農家等の生産者並びに有機繭及びその加工品を購入する消費者を根拠のない虚偽表示から保護することを目的とする。

(生産の原則)

第2条 有機繭は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、土壌や水などの環境への負荷をできる限り低減して生産された桑等の飼料を給与すること及び化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、蚕の生理学的要求にも配慮して生産することを原則とする。

(定義)

第3条 このガイドラインにおいて、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
有機繭	このガイドライン第4条の基準に従い生産された蚕の繭をいう。
有機蚕	このガイドライン第4条の基準に従い生産された蚕をいう。
有機桑	有機農産物の日本農林規格の第4条「生産の基準」に従い生産された桑をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作成し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
蚕種	蚕の卵をいう。
蚕室	蚕を飼育する部屋をいう。
蚕具	蚕の飼育に用いる道具をいう。

休眠打破	休眠している蚕の卵に人為的に刺激を与えてふ化させることをいう。
死籠り繭	繭を作るために糸を吐く途中又は吐いた後、蚕が死んだ繭
稚蚕飼育	1齢から3齢の蚕の幼虫を飼育することをいう。
壮蚕飼育	4 齢、5 齢の蚕の幼虫を飼育することをいう。
上 蔟	繭を作らせる蔟に移すことをいう。

(生産方法についての基準)

第4条 有機繭の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

(1) 蚕種

有機繭の生産に使用する蚕種は、蚕品種の育成過程において組換えDNA技術や放射線照射技術を用いて生産されたものでないこと。

(2) 蚕種の処理

蚕種の消毒のために消石灰、逆性石鹼以外の化学薬剤を使用していないこと。

(3) 蚕種の休眠打破

使用する蚕種は、休眠打破のための塩酸処理が行われたものでないこと。

(4) 蚕室の環境

蚕を飼育する蚕室は、適度な温度、湿度、換気及び明るさが保たれ、かつ、清掃により清潔な環境が維持されていること。

(5) 蚕室及び蚕具の消毒、洗浄

蚕室及び蚕具は、消毒・洗浄後、十分に乾燥しておくこと。

蚕室及び蚕具の消毒・洗浄には石鹼、逆性石鹼、消石灰、過酸化水素水、アルコール以外を使用しないこと。

(6) 蚕の健康管理

疾病予防を目的として蚕体を消毒する場合には、消石灰以外を使用しないこと。蚕が罹患した場合には、罹患した蚕を速やかに除去する等疾病が広がらないように適切に管理すること。

(7) 蚕の飼育密度

蚕の飼育は、蚕にストレスを与えないよう蚕の成長のステージに合わせて適切なスペースを確保すること。

(8) 飼料の調達

ア) 又はイ) 以外の飼料を給与しないこと。

ア) 養蚕農家等が自ら蚕の飼料を生産する場合

- ①有機農産物の日本農林規格第4条の基準に従って自ら生産した桑
- ②保存を目的に①の桑又は①の桑に大豆等の有機農産物を加えたものに乾燥等の物理的加工(固化化したものや寒天で羊羹状にしたものを含む。)を施したもの(ただし、桑葉本来の成分に近づけるためにミネラルやビタミンを添加することができる。)

イ) 蚕の飼料を購入する場合

- ①有機農産物の日本農林規格により格付の表示が付されている桑
- ②有機農産物の日本農林規格により格付の表示が付されている桑等の有機農産物に物理的加工(寒天で羊羹状にしたものを含む。)を施したもの(ただし、桑葉本来の成分に近づけるためにミネラルやビタミンを添加することができる。)

(9) 一般管理

- ①前項(8)以外のものを給与しないこと。
- ②桑の条等飼料の残りや蚕の排せつ物、死籠り繭等は土壌の劣化や水質の汚染を招かない方法で適切に処理を行うこと。
- ③有機蚕の飼育に使用する桑等の飼料は、慣行飼育の蚕の飼料が混入しないように区分管理すること。
- ④有機蚕と慣行飼育の蚕を同じ部屋で飼育するときには、有機蚕に一般の蚕が混入しないように区分管理すること。
- ⑤稚蚕飼育、壮蚕飼育及び上簇を異なった場所で行うため、有機蚕を移動させることが必要な場合には、移動中に慣行飼育の蚕が混入しないよう、また、化学物質に汚染されないように注意すること。
- ⑥蚕の飼育は蚕室等隔離された部屋で行われることから、化学物質による汚染は受けにくいですが、給桑等の人の出入りや換気等を行う際には化学物質の汚染に注意すること。

(10) 繭の保管

繭の保管倉庫等における有害動植物の防除は物理的方法によることとし、化学薬剤を使用しないこと。

(有機繭の表示)

第5条 有機繭の表示は、関係法令に従うほか、次のいずれかを表示することができるものとする。

- ① 有機繭
- ② オーガニック繭
- ③ オーガニックコクーン
- ④ organic cocoon

(信頼性の確保)

第6条 本ガイドラインに従って有機繭を生産しようとする生産者は、自己認証により有機繭の信頼性を確保することが求められる。

このため、有機繭の生産者は有機繭の生産工程を記録し、ホームページ等で公表すること。

なお、全国シルクビジネス協議会では、協議会のホームページにオーガニックシルクのコーナーを開設することとしており、希望する有機繭の生産者には、当該コーナーにおいて当該生産者の生産工程記録(別添様式による)を無償で掲載することとしている。

(転換期間中の桑を飼料として生産した繭の扱い)

第7条 本ガイドラインでは、「転換期間中有機繭」の区分を設けないこととしており、転換期間中の桑を蚕の飼料として生産した繭は通常の繭として扱うこと。

(未使用桑園等の扱い)

第8条

未使用桑園等活用されていない桑園であって、2年以上有機農産物の生産の基準における使用禁止資材が使用されていない桑園において、新たに有機桑の生産を開始する場合にあっては、1年以上有機農産物の生産の基準に従って有機桑の生産が行われたものについては有機繭生産に使用することができる。

(別添)有機繭の生産行程記録様式
生産者自身が餌となる桑を生産する場合

1 有機繭生産者の住所、氏名及び連絡先

住 所:〇〇県△△市

氏 名:

連絡先 (電話) :

2 有機桑の生産計画

- ①有機桑の生産ほ場の所在地及び生産面積
- ②当該ほ場の他のほ場との隔離の状況を示す模式図等
- ③最後に化学肥料又は化学農薬を散布した年月日

3 有機桑の生産記録

(当該ほ場に対して作業(たい肥等有機肥料の施用、除草、桑葉の収穫等)を行った場合にはその記録を記載)

日 時	作業内容
令和〇年〇月〇日	たい肥〇kg施用
令和〇年〇月〇日	ほ場の下草をかまで刈り取った。

4 有機繭の生産記録

(給桑など毎日の作業内容を記録する。)

(有機桑を生産するまでの3年間は有機桑の生産が行えないので、有機繭の生産を開始するまで記載は不要)

日 時	作業内容
令和〇年〇月〇日	蚕室、蚕具を〇〇で消毒した。
令和〇年〇月〇日	蚕種を〇万頭△より購入した。 蚕種が塩酸処理していないことを確認
令和〇年〇月〇日	掃立した。

(別添)有機繭の生産行程記録様式
餌となる桑を購入する場合

1 有機繭生産者の住所、氏名及び連絡先

住 所:〇〇県△△市

氏 名:

連絡先 (電話) :

2 有機繭の生産計画

①有機繭の生産を行う蚕の品種、飼育時期、飼育数量

②蚕種の入手先

③飼料となる桑等の入手方法とその飼料が本ガイドラインの第4条(5)の要件を満たすことの確認方法

3 有機繭の生産記録

(給桑など毎日の作業内容を記録する。)

日 時	作業内容
令和〇年〇月〇日	蚕室、蚕具を〇〇で消毒した。
令和〇年〇月〇日	蚕種を〇万頭△より購入した。 蚕種が塩酸処理していないことを確認
令和〇年〇月〇日	掃立した。
令和〇年〇月〇日	〇〇より購入した桑を給与した。